

お知らせ

農業集落排水接続促進補助金の申請受付

営業課 ☎368-1674 📠368-1685

対象 農業集落排水処理施設に接続するため、新たに公共ますを設置し、条例に定める手続きを適正に行っている方

対象経費および補助金額

汚水を農業集落排水処理施設に流入させるために必要な公共ます設置工事に係る対象経費の2分の1の金額(上限15万円)

※この事業は、予算額に達した時点で打ち切ります。

合併処理浄化槽設置費の補助申請受付

営業課 ☎368-1670 📠368-1685

対象地域 次の区域を除いた地域

- ・公共下水道事業計画区域
- ・農業集落排水事業区域
- ・大型合併処理浄化槽処理区域

対象となる合併処理浄化槽

- ・5人槽から10人槽までの国庫補助対象となる合併処理浄化槽

対象費用

- ・住宅などの新築時の合併処理浄化槽の設置
- ・既設の単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の合併処理浄化槽の設置、撤去、配管

補助金額

- ・新築による設置:12万6,000円から
- ・合併処理浄化槽への転換:25万5,000円から
- ・単独処理浄化槽撤去:12万円、くみ取り槽撤去:9万円
- ・配管費:6万円

※この事業は、予算額に達した時点で打ち切ります。

※詳しくは、上下水道局ホームページ(<https://www.city.suzuka.lg.jp/suido/>)の「各種補助について」をご覧ください。

75歳になる方の国民健康保険料は年金天引きされません

保険年金課 ☎382-9290 📠382-9455

国民健康保険などの健康保険に加入している方は、75歳になると後期高齢者医療制度に移行します。納付義務者の方が令和5年度中(4月~令和6年3月)に75歳になる場合は、2月に支給された年金から国民健康保険料が天引き(特別徴収)されていた方でも、4月以降は年金から天引きされなくなります。その場合、納付書や口座振替(普通徴収)によって国民健康保険料を納める必要がありますので、7月中旬に送付する令和5年度国民健康保険料納付通知書でご確認ください。

※後期高齢者医療制度については、福祉医療課(☎382-7627)へお問い合わせください。

障がいによる各種手当の額改定

障がい福祉課 ☎382-7626 📠382-7607

4月分から、次のとおり手当額が改定されます。

手当名	改定前(月額)	改定後(月額)
特別児童扶養手当(1級)	5万2,400円	5万3,700円
特別児童扶養手当(2級)	3万4,900円	3万5,760円
障害児福祉手当	1万4,850円	1万5,220円
特別障害者手当	2万7,300円	2万7,980円
経過的福祉手当	1万4,850円	1万5,220円

令和6年 鈴鹿市二十歳のつどい

文化振興課 ☎382-7619 📠382-9071

対象 平成15年4月2日~平成16年4月1日生まれの方

とき 令和6年1月7日(日)14時~15時(開場13時)

ところ イスのサンケイホール 鈴鹿(市民会館)

防犯カメラ設置費用の一部補助

交通防犯課 ☎382-9022 📠382-7603

対象 自治会、地域づくり協議会、商店街振興組合など

対象経費 機器購入費、設置工事費、表示看板の設置経費

補助対象防犯カメラ

道路や公園などの公共の場所を撮影し、録画装置を備えているもの

補助金額 対象経費の2分の1(上限:防犯カメラ1台当たり10万円)

※補助の要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ(防犯カメラ設置費用の一部補助)



国民健康保険料と納税の夜間窓口

納税課 ☎382-9008 📠382-7660

保険年金課 ☎382-9290 📠382-9455

とき 4月28日(金)17時15分~20時

ところ 納税課

内容 市税・国民健康保険料の納付、納付相談、口座振替の手続きなど

※南玄関からお越しください。

※国民健康保険の加入などの手続きはできません。



お知らせ

国民年金加入の届け出をお忘れなく

保険年金課 ☎382-9401 📠382-9455

国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての方に、国民年金への加入が義務付けられています。退職などで年金の被保険者の種別が変わる方は、必ず届け出を行きましょう。

※届け出をしない場合、将来受取る年金額の減額や、給付を受けられない場合があります。

◆国民年金被保険者の種別

- 第1号被保険者:20歳以上60歳未満の自営業者、学生、フリーターなど
- 第2号被保険者:会社員や公務員(厚生年金加入者)など
- 第3号被保険者:会社員や公務員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

◆こんなときは

- 会社などを辞めたとき
扶養されている配偶者も含め、国民年金加入の届け出が必要です。保険年金課または地区市民センター、津年金事務所です手続きしてください。
- ※必要書類などは、津年金事務所または保険年金課へお問い合わせください。
- 会社などに勤めたとき
会社などが年金事務所へ届け

出をしますので、本人や扶養されている配偶者(第3号被保険者)の届け出は不要です。

問合せ 津年金事務所(☎059-228-9112)、保険年金課

県営住宅入居者 4月定期募集

住宅政策課 ☎382-7616 📠382-8188

ところ 北勢ブロック:桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、亀山市

申込み・問合せ 4月30日(日)までに、申込用紙に必要事項を記入の上、郵送で指定管理者(鈴鹿亀山不動産事業協同組合 〒510-0253 寺家町1085-1 ☎373-6802)へ

※申込用紙は、三重県各建設事務所または県営住宅指定管理者で入手できます。

支援対象児童等見守り 強化事業の支援世帯募集

子ども家庭支援課 ☎382-9140 📠382-9142

対象 市内在住で支援を必要とする子どもがいる世帯
※所得などの状況を確認し、市が生活支援や見守りが必要と認めた家庭が対象となります。

支援期間 5月~9月

内容 事業者が月2回程度家庭訪問し、世帯人数分の弁当やレトルト食品などの食材を配達します。また、子どもの日ごろの様子を聞き取ります。

※家庭訪問の際は、子どもや保護者との面談を自宅内で実施し、直接食材をお渡しします。

募集世帯 20世帯程度
料金 無料

申込み 4月20日(木)までに、電話で鈴鹿市社会福祉協議会(☎373-5299)、または申込みフォームで

申込みフォーム



公共下水道の使用できる 区域を拡大しました

営業課 ☎368-1673 📠368-1685

3月31日から、公共下水道を使用できる区域が拡大しました。供用開始になった区域は、庄野、牧田、白子、稲生、飯野、玉垣、栄の各一部で、合計約35ヘクタールです。

これにより、すでに供用している区域と合わせて、約2,314ヘクタールの区域で公共下水道が使用できるようになりました。

第4次鈴鹿市子ども読書 活動推進計画策定に係る 会議の市民委員募集

文化振興課 ☎382-7619 📠382-9071

📧bunkashinko@city.suzuka.lg.jp

対象 次の条件に全て該当する方

- 市内在住・在勤・在学している18歳以上の方(高校生を除く)

有料広告

婚活 結婚相手 探しませんか?

安心と信頼のマル適マーク(CMS)取得

2021年 会員数・成婚数 No.1

当社は東証プライム上場(株)IBJに加盟しています。

お相手探しから結婚に至るまで親身にサポートします。ご両親からのご相談も歓迎です。まずはお気軽にお電話ください。

☎059-392-7368

婚活サロン 鈴鹿 代表カウンセラー 田中 あこ

IBJ 正規加盟店

ホームページはこちらから▶

社会福祉法人 けやき福祉会

鈴鹿けやき苑 / 鈴鹿清寿苑 / 鈴鹿香寿苑

高齢者施設
障がい者、障がい児施設

社会福祉法人 けやき福祉会
〒513-0012 鈴鹿市石薬師町字寺東452-68
☎059-373-2223
Mail: daihyo@keyakien.jp

まずはお電話ください

※「広報すずか」の発行経費の一部に充てるため、有料広告を掲載しています。内容に関する責任は広告主に帰属します。



電話



ファクス



電子メール



お問い合わせ

錦鹿市
市外局番...059

○月1回程度、平日の昼間に開催する会議に出席できる方(会議の総数は3回程度)

内容 計画策定に係る会議に参加し、子どもたちの読書活動の推進についての意見聴取

定員 3人程度

申込み 5月19日(金)までに、申込用紙に必要事項を記入の上、作文「子どもの読書体験を豊かにするために市と市民ができること」(600字以上1000字以下)と共に、直接、郵送、ファクスまたは電子メールで文化振興課(〒513-8701 住所不要、平日8時30分~17時15分)へ

※申込用紙は、文化振興課または市ホームページで入手できます。

※応募書類をもとに書類選考を行い、5月下旬に結果を応募者全員に書面で通知します。

若者の就業支援のための出張相談

産業政策課 ☎382-8698 ☎382-0304

対象 49歳までの無業状態の若者とその家族・関係者

とき 毎月第2・4水曜日13時~17時

ところ 市役所本館7階 701ミーティングルーム

内容 職業的自立に向けた支援、キャリア・カウンセラーによる個別面談(要予約)

料金 無料

申込み問合せ 電話で若者就業サポートステーション・みえ(☎059-271-9333、平日9時~18時)へ
※詳しくは同ステーションホームページ(☎http://www.mie-kinfukukyo.or.jp/sapostemie/)をご覧ください。

緑の募金にご協力を

農林水産課 ☎382-9017 ☎382-7610

緑の募金は、多くの恵みを与えてくれる森林を育むため、さまざまな「森づくり・人づくり」活動に役立てられています。将来の世代に豊かな地球環境を残すため、皆さんのご協力をお願いします。

募金方法 5月31日(水)までに農林水産課、地区市民センターに設置する募金箱へ

※募金箱設置場所には、払込取扱票を添付したリーフレットも置いてありますので、ご活用ください。

遺言の日・遺言相続無料電話相談会

市民対話課 ☎382-9004 ☎382-7660

4月15日は「遺言の日」です。遺言書の書き方・相続に関する疑問点など、遺言と相続に関する問題全般について、弁護士が無料で電話相談に応じます。

とき 4月14日(金)10時~16時

相談専用電話番号
☎059-228-3143

相談員 三重弁護士会高齢者・障害者支援センター所属弁護士
問合せ 三重弁護士会事務局(☎059-228-2232 ☎https://mieben.info/)

福祉・保育のおしごと相談

長寿社会課 ☎382-7935 ☎382-7607

とき 毎月第2水曜日13時~15時30分

ところ ハローワーク鈴鹿

申込み・問合せ 三重県社会福祉協議会三重県福祉人材センター(☎059-224-1082)へ(予約優先)

三重県福祉人材センター



中小企業の先端設備等導入計画に対する税制特例措置

産業政策課 ☎382-9045 ☎382-0304

税制改正に伴い、中小企業が4月1日から令和7年3月31日までに取得する設備が、新たな税制特例措置の対象になります。新たな税制特例措置を受ける場合は、先端設備等導入計画の申請を市に行い、認定を受けてください。

※対象設備など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ(中小企業等経営強化法による支援)



参加無料 NISA・iDeCoを**資産形成の始め方**
鈴鹿市の方へお知らせです! 家族に本当に必要なお金はどれくらいでしょうか? 銀行に預けてもなかなか増えない時代、「賢く貯めて殖やす方法」をお教えします!

☑教育資金はどれくらい必要?貯められるか心配...
☑資産運用に興味があるけど、何から始めたらいいの?
☑老後のための貯蓄や年金だけで生活できるのか、不安

...など、お心当たりのある方は、ぜひご参加ください!

日時 4/20(木)・23(日) 各10:00~12:00 定員 各回10名 感染症対策にご協力ください

会場 鈴鹿市労働福祉会館1階会議室 | 講師 小林裕明 個別相談無料 商品勧誘一切無し

お申し込みフォームまたはお電話でお申し込みください。応募多数の場合は先着順とさせていただきます。お申込み・お問合わせ TEL: 090-2343-8660

運営者:小林裕明/ファイナンシャルプランナー 所在地:岐阜県羽島郡岐南町徳田西1-68 muSe202号室

離婚 交通事故 相続 民事

すずか市民総合法律事務所

■「地元出身」弁護士「夫婦」による親身な対応
■鈴鹿市市民相談担当弁護士
■三重弁護士会所属

相談料 40分4,500円 (但し、離婚相談は40分3,000円)

相談予約専用ダイヤル ☎050-5887-7422
鈴鹿市中江島町13-11 アルビレオ1A

事務所HP

弁護士 古市太一
弁護士 古市佳代

有料広告

※有料広告掲載に関するお問い合わせは、情報政策課(☎382-9036)へ



催し物

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期する場合があります。中止などは、市ホームページでお知らせします。

手話奉仕員養成講座

障がい福祉課 ☎382-7626 📠382-7607

✉shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp

対象 市内在住・在勤・在学で手話の学習経験がなく、全課程の7割以上を受講できる18歳以上の方

とき 5月9日から令和6年2月6日までの火曜日(第3火曜日のみ翌日水曜日)19時30分~21時・土曜日13時15分~16時30分(月1回程度予定)

ところ 男女共同参画センター

内容 日常会話程度の手話表現技術を取得

※受講後、聴覚障がい者の支援者として携わっていただきます。

定員 20人(応募者多数の場合は抽選)

受講料 無料(別途テキスト代3,300円(税込))

申込み 4月17日(月)17時までに、申込用紙を直接、郵送、ファクスまたは電子メールで障がい福祉課(〒513-8701住所不要)へ

※申込用紙は障がい福祉課または市ホームページトピックスで入手できます。

上級救命講習受講者募集

中央消防署 ☎382-9164 📠382-3905

対象 原則、市内在住・在勤の中学生以上の方

とき 5月21日(日)9時~18時

ところ 消防本部4階 多目的室(飯野寺家町217-1)

内容 応急手当の重要性、成人・小児・乳児の心肺蘇生法の習得、AEDの取り扱い要領、異物除去法、止血法、傷病者の管理法、搬送法など

※後日、修了証を発行します。

定員 20人(先着順)

参加料 無料

持ち物 動きやすい服装、筆記用具、ハンカチ(タオル可)

問合せ・申込み 4月21日(金)8時30分から、直接または電話で中央消防署へ

ポリテクセンター三重 6月開講コース 職業訓練受講生募集

産業政策課 ☎382-8698 📠382-0304

対象 求職者

※受講希望者は施設見学会(平日木曜日、または日曜日(月1回のみ)実施)への参加が必要です。

期間・募集科

○6月6日(火)~11月22日(水):
溶接技術科・住宅リフォーム技術科

○6月6日(火)~12月19日(火):
電気施工技術科(企業実習付コース)

定員 溶接技術科:12人、
住宅リフォーム技術科・電気施工技術科(企業実習付コース):各15人

※各科選考あり

受講料 無料

※訓練期間中、無料で託児サービスを利用できます(要申込)。

申込み・問合せ 4月28日(金)までに、ポリテクセンター三重(四日市市西日野町4691 ☎320-2645 📠<https://www3.jeed.go.jp/mie/poly/>)へ

スポーツの杜鈴鹿 短期教室

三重交通Gスポーツの杜鈴鹿 ☎392-7071 📠372-2260

申込み 4月11日(火)(先着順)から直接水泳場窓口またはホームページで

教室名	対象	日程	時間	ところ	定員	参加料(税込)	持ち物
きほんのヨガ	18歳以上の女性	5月17日・31日(各水曜日)	11時~12時	水泳場 会議室	各15人	各1,100円	ヨガマット
美ボディ トレーニング		5月30日(火)			10人	1,100円	ヨガマット 室内シューズ
バランスボール エクササイズ	18歳以上の女性 (子どもの同伴可)	5月12日(金)			15人	1,500円	ヨガマット
ズンバ ~夜レッスン~	18歳以上の方	5月12日(金)			19時~20時	15人	1,100円
リフレッシュ 気功		5月22日(月)	11時~12時	水泳場 スタジオ	20人	1,100円	-
インドア ホッケー教室	小学生	5月10日・17日・24日・31日、 6月7日・14日・21日・28日 (各水曜日)	17時30分~ 19時30分	体育館	30人	8,900円※1 (全8回)	※2

※1 保険料、事務手数料含む ※2 動きやすい服装、体育館シューズ、飲み物、タオル

ものづくり産業支援センター 「リーダー研修」

産業政策課 ☎382-7011 ☎384-0868
✉sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

対象 市内の中小製造企業
で働く係長、班長クラスの方で、
8日間の研修に参加できる方

とき 5月20日(土)・26日(金)、6
月3日(土)・9日(金)・17日(土)・23日
(金)、7月1日(土)・7日(金)(予備日7
月14日(金))9時~16時30分

※6月9日は8時30分~16時30分、
7月7日は9時~12時30分です。

ところ 市役所別館第3 2階も
のづくり産業支援センター会議室

内容 ものづくり製造現場の
改善手法に関する講義、グルー
プ活動

定員 18人(先着順)

参加料 無料

申込み 4月21日(金)までに、直
接、電話、ファクスまたは電子メ
ールで産業政策課ものづくり
産業支援センターへ

体験講座 「天平衣装を着てみよう」

考古博物館 ☎374-1994 ☎374-0986

とき 4月15日(土)・16日(日)9
時30分から、11時から、13時
30分から、15時から

ところ 考古博物館 シアター
(国分町224)

講師 考古博物館学芸員

定員 各回6人程度(先着順)

参加料 100円

申込み 4月5日(水)から、希望日
時・人数・氏名・年齢・電話番
号を直接または電話で考古博
物館へ(月曜日を除く8時30分
~17時15分、予約優先)

※4月15日(土)・16日(日)は、三重県民
の日を記念して、観覧(速報展・常設
展示)が無料になります。

歯のこと何でも電話相談

健康づくり課 ☎382-2252 ☎382-4187

とき 4月16日(日)10時~15時

※時間帯によっては、電話がつか
ない場合があります。

相談電話番号

☎059-225-1071

☎059-225-8747

料金 無料

問合せ 三重県保険医協会(☎
059-225-1071 <http://mie-hok.org>)

JICA海外協力隊写真展

(公財) 鈴鹿国際交流協会

☎383-0724 ☎383-0639

とき 4月24日(月)~30日(日)

ところ 市役所本館1階 市民
ギャラリー

内容 JICA海外協力隊員の
活動内容の写真展示

4月の納税・納付

○固定資産税・都市計画税...1期
【納期限は5月1日(月)です】

ひらげよう 人権尊重の輪

障がい者と人権 ~情報のバリアフリー化を目指して~

障がい福祉課 ☎382-7626 ☎382-7607 ✉shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp
人権政策課 ☎382-9011 ☎382-2214 ✉jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp

令和4年5月25日に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(通称:障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行されました。

障がいのある方には、日常生活や災害時に必要な情報を取得しにくかったり、意思疎通が困難な場面があったりという「情報の壁(バリア)」が存在しています。例えば、問い合わせ窓口が電話のみの場合や、講演会に手話通訳や要約筆記がついていない場合は、聴覚障がいのある方は自分で問い合わせをしなければならず、講演会を楽しむことも難しくなります。また、文字情報はあっても音声案内がなければ、視覚障がいのある方は、その情報を得ることができません。

法律の通称名にある「アクセシビリティ」とは、

「利用のしやすさ」を意味します。障がいのある方が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることが大切です。そのためには、社会全体で、障がいのない方と同じ内容の情報を同じタイミングで得られるようにすることや、障がいの種類や程度に応じて、情報取得や意思疎通の手段を選べるようにしなければなりません。法律では、国や地方公共団体は施策を推進する責務が明記され、事業者は施策に協力することが求められています。

情報のバリアフリー化は、誰にとっても生きやすい社会の実現につながります。一人一人が取り組めることを考え、共に共生社会の実現を目指していきましょう。